

令和元年

第2回通常総会会議録

開催日：令和元年7月26日（金）

会 場：鹿児島県市町村自治会館4階403号室

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長
(伊佐市長)

隈 元 新



理 事
(大崎町長)

東 靖 弘



理 事
(南大隅町長)

森 岡 俊 孝



1. 開催日時

令和元年 7月26日 午後1時31分～2時48分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（403号室）

3. 出席者

別添のとおり

4. 議事

【報告事項】

- 報告第6号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 報告第7号 手数料規程の一部改正について
- 報告第8号 平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）について
- 報告第9号 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）について
- 報告第10号 弾力条項（診療報酬審査支払特別会計）の適用について
- 報告第11号 弾力条項（後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について
- 報告第12号 弾力条項（第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について
- 報告第13号 弾力条項（介護保険事業関係業務特別会計）の適用について
- 報告第14号 弾力条項（障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について
- 報告第15号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 報告第16号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 報告第17号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

【議決事項】

- 議案第19号 手数料規程の一部改正について
- 議案第20号 平成30年度事業報告の認定について
- 議案第21号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第22号 平成30年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第23号 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第24号 平成30年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 議案第 26 号 平成 3 0 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 平成 3 0 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 28 号 財産の処分（令和元年度）について
- 議案第 29 号 令和元年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 30 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について
- 議案第 31 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
- 議案第 32 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 33 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 34 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 35 号 役員の改選について

5. 議事の経過の要領及びその結果

午後 1 時 3 1 分開会

1 開 会

○南 総務課長補佐 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

私は、進行を務めます総務課の南でございます。よろしくお願いいたします。

総会議員定数は 4 6 人でございます。ただいまの出席者数につきましては 2 5 人でございます。

定数の半分以上が出席しておりますので、本総会は成立しておりますことをここにご報告いたします。

それでは、ただいまから、令和元年第 2 回通常総会を開会いたします。

2 理事長あいさつ

○南 総務課長補佐 初めに、本会の隈元理事長があいさつを申し上げます。

[理事長隈元 新君登壇]

○隈元理事長 皆様、こんにちは。

大変暑い中、梅雨も明けまして、本格的にそれぞれの自治体ではお忙しい時期に入ったところでございますけれども、本日は、通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様方には、かねてからそれぞれの保険者において、国民健康保険事業の健全な運営に多大なご尽力をいただいているところでございます。日ごろのご苦勞に対しまして心から敬意を表する次第でございます。あわせて、本会の事業運営につきましても平素から格別なご理解とご協力を賜っており、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来、また、医療・介護費の増嵩など、国民健康保険を含め社会保障制度を取り巻く環境はますます厳しくなる中、県が国保運営の中心的な役割を担う新たな国保制度が開始され、1 年が経過いたしました。国保を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中、制度の安定的な運営の維持継続に努め、関係システムの安定稼働など、国保連合会の責務を果たしてまいります。

一方、健康保険法等改正法が5月22日に公布され、一部施行されました。本改正法には、オンライン資格確認等システムの導入や国保データベース（KDB）システムを活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、国保連合会の業務運営に関する理念規定など、連合会に係る重要事項が盛り込まれており、今後、データ分析や専門性など期待されている役割を適切に発揮できるよう全力で取り組んでまいります。

また、骨太の方針・成長戦略実行計画においては、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図るとともに、保険者の予防・健康づくりのインセンティブを高めるため配分基準のめり張りを強化する方針が示されており、国保連合会においても、保険者のニーズに沿った支援に努め、保険者並びに関係機関との連携を密にしながら、円滑な業務運営に向けてさらなる取り組みを進めてまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、平成30年度の事業報告、決算及び令和元年度予算補正などの議案についてご審議をいただくこととしております。

どうぞよろしくご審議賜りますとともに、ご承認いただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

3 前回の総会以降の主な出来事

○南 総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事について、久木田常務理事よりご説明申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 皆さん、こんにちは。常務理事の久木田でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、日ごろから本会の業務運営につきまして特段のご支援、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、新たな積立資産に関して必要となった補正予算など、いつもに増して協議事項が多くなっております。貴重な時間になりますが、少々時間をいただきまして、最近の主な出来事等について4点ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元にA4の横開きの資料が配付されておるかと思っております。この資料に基づきましてお話をさせていただきます。

まず、先ほどの理事長のあいさつの中でもお話がありましたが、5月には、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正法が成立したところでございます。

資料の1ページをあけていただければと思います。

幾つかの内容が含まれているところでございますが、連合会と関連いたします主な柱となっております、資料に丸がつけてございます1、4、6番について少し説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2ページでございますが、1、オンライン資格確認の導入についてでございます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入が法律で規定されたところでございます。

3ページ目にスケジュールを添付してございますが、2020年度末を目途に資格確認を開始することとされておるところでございます。国等の説明会においても、非常にタイトなスケジュールだというふうなことで繰り返し話がなされているところでございます。

市町村が主体となった作業も多岐にわたっているところでございますが、連合会に対しましても、3段目に記載してございます国保情報集約などの関係システムの開発・整備等への取り組みが求められておりまして、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、資料4ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、4といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関してでございます。

75歳以上の後期高齢者を含む高齢者に対する保健事業を市町村が地域の実情に応じて一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割について定めるとともに、市町村において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握し、地域の健康課題を整理・分析し、フレイルのおそれのある高齢者への支援に生かして、要介護の高齢者の減少を目指すというふうな内容になっております。

資料上段の真ん中の枠が囲ってあるところになりますが、昨年7月には、連合会が有しておりますKDBシステムに栄養指導、重症化予防の対象者を抽出できる保健事業介入支援管理機能が追加されるなど、記載してございます医療・介護データ解析等の活用が期待されておるところでございます。

少し左側になりますが、吹き出しに記載してあるように、国保中央会とか連合会で、さ

らに分析マニュアルの作成ですとか、これに関する研修等の実施を予定しているところがございます。研修への参加を初めとしまして、積極的な取り組みに向けましてそれぞれ首長さんのリーダーシップをお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料5ページになります。

6番ということで、審査支払機関の機能の強化、まさしく国保連合会と、支払基金という審査をしている機関がございますが、その2つの審査支払機関について、今回の法律において審査支払機関改革の一環として、国が掲げる健康寿命の延伸ですとか、医療・福祉の生産性の向上に向けた取り組みを支えるものとして規定がなされたというふうに考えているところがございますが、連合会、支払基金それぞれに改めて、同様な内容になっておりますけれども、理念規定ですとか業務規定が設けられますとともに、今回新たに国保データベース（KDB）システムの活用など、データ分析等に関する業務というのが法律に追加で規定されたところがございます。公正かつ中立な審査の実現による医療の質の向上ですとか医療費の適正化とともに、ビッグデータの活用等に大きな期待が寄せられておりまして、積極的な取り組みが必要だというふうに考えているところがございます。

少々余談になりますが、6ページの資料をごらんいただければと思ひます。

6ページには、診療報酬の請求から審査支払までの流れという資料が添付してございます。全国の流れというふうな形で資料は記載してございます。

左の枠のところを見ていただきますと、約24万の保険医療機関とか保険薬局からレセプトと申しますか、請求を受けるということで、コンピューターによるチェックですとか、職員による事務確認というふうな処理をしまして支払いを行っているという流れになっております。

左の枠と大きな次の枠の間に網かけの部分があるかと思ひますが、全国で申し上げますと約24万の保険医療機関から月に約8,600万件、年間では10億件のレセプト請求が行われるというところがございます。これを鹿児島県の例で申し上げますと、3,183の保険医療機関とか薬局から、連合会に対しまして月に122万件的レセプトでの請求がなされております。年間では1,470万件というレセプトを受け付けておるところでございます。これに対しまして、審査関係の職員で申し上げますと約40名、審査委員の先生方は60名で審査を行っているというところがございます。コンピューターチェック等、コンピューター等を活用した取り組みがいかに重要かというふうなことがわかっていただ

けるかと思うところです。

7ページも参考資料ということで添付してございますが、国保中央会とか連合会では2017年の10月に国保審査業務充実・高度化基本計画を策定いたしまして、ICTの活用等による審査業務の効率化・高度化に向けた具体的な取り組みを進めてきているところでございます。

また、昨年度末、通知等でお知らせしたところでございますが、会計検査院から厚生労働大臣に対しまして、コンピューターチェックによる審査に関して適切かつ効率的な実施を求める意見表示がございました。今回の法改正や会計検査院の意見を受けまして、今後、厚生労働省の指導のもと、支払基金が行う新システム開発の取り組みと調整を図りながら、国保連合会においてもさらに積極的な取り組みを行っていく必要があるというふうに考えているところです。

審査関連の業務に対しまして、今後も国保制度そのものについての厳しい状況が続く中、保険者の皆さんを初めとして、県や広域連合との緊密な連携のもと、連合会が有するノウハウですとかスキルを生かしまして、今回の法改正等により期待される役割を適切に発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

さて、次に、8ページでございますが、大きな項目のⅡということで、国保連合会における新たな積立資産の創設に関してでございます。

前回総会等でも説明をさせていただいたところでございますが、昨年度、積極的な要請活動を行っていただきまして、これまで認められておりました、ア、イ、ウに記載されております積み立てに加えまして、今回、資料は10ページになりますが、枠囲いに記載されております、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産について、資産を積み立てることが認められたところでございます。審査支払機関の機能強化への取り組みが求められる中、今回、税制上認められた新たな積み立てを有効に活用した適切な対応です。計画的な財務とか事業運営が必要になると考えているところでございます。

それから、次に、11ページでございますが、大きな項目のⅢでございます。健康スコアリングレポートということで、簡単にご説明したいと思います。

イメージとしましては、12ページから14ページにかけてまして、右側に網かけみたいに資料が添付してございます。健診ですとか医療ですとか介護、それぞれの基本項目につ

きまして、被保険者の健康状態や医療費、健康づくりへの取り組み状況等につきまして、自保険者と県ですとか同規模、国の平均と比較してデータを見える化することで、傾向ですとか健康課題の所在の把握を容易にしようとするものでございます。

このスコアリングレポートというものを、15ページにスケジュールが添付してございますが、11月15日以降、各保険者での活用が可能になると、発出できるというふうなことで予定されております。具体的中身についての確認とか、今後作業が必要になってくるわけでございますが、11月以降の発表ですとか、その後の活用方法等について検討していただければと考えております。

最後、IVでございますが、会議等のご案内になります。

まず、1番でございますが、例年東京で行っております国保制度改善強化全国大会でございます。日程が11月28日木曜日に決まったところでございます。大会のスローガンを決議後、国会議員等への要請活動を予定しております。この時期は、各種要請活動等多忙な時期とは思いますが、ちょうど消費税増税後の最初の予算要望に向けた活動になります。国保財政が大変厳しい状況の中、3,400億円以上の財政支援の確保など、現状を踏まえた首長さん方の声を直接届けていただくことが重要であろうかと考えておりますので、積極的な参加をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いしたいと思います。

それから2番と3番は、11月1日ということで日程を設定させていただきましたが、同日に開催する会議の予定になっております。特に3の国保トップセミナーということで首長さん方の参加をお願いしたいところでございますが、厚生労働省から消費税増税後における国の動向ですとか今後の方向性等に関しまして、また有識者の方からデータに基づく健康施策ですとかまちづくりなどについての講演等、今後の行政運営の参考にしていただけるものとなるよう内容等を調整しているところでございます。参加をお願いしたいと考えております。

それから最後に、昨年度の総会の際にもお話をさせていただきましたが、被保険者数の減少が続きますと、一般負担金などの収入が大幅に減少するとともにシステム開発等に要する経費が増嵩し、新たな積立資産への適切な対応が求められるなど、今回の財政運営が非常に厳しくなっております。引き続き、事務の効率化ですとか経費の削減に努めてまいりますが、消費税の増税に伴う見直しとあわせまして、今後の負担金、手数料のあり方等につきまして来年度に向けて検討を進めているところでございます。今後改めて皆様方へご相談申し上げ、協議させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願

たします。

この後の協議では、専決処分の報告ですとか決算関係及び令和元年度の補正予算等、盛りだくさんでございますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

4 議長選任

○南 総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度、議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。（「理事長にお願いします」と呼ぶ者あり）

理事長にとの声がございましたので、理事長に議長をお願いしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○南 総務課長補佐 ご賛同いただきましたので、隈元理事長に議長をお願いいたします。

隈元理事長、議長席へのご移動をお願いいたします。

[理事長隈元 新君議長席に着く]

○隈元議長 改めまして、よろしくお願い申し上げます。

ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきたいと思えます。円滑な議事運営ができますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

着座にて進めさせてください。

なお、本日ご提案いたしております報告事項及び議決事項につきましては、事前に市町村の国保主管課長で構成される幹事会で協議し、また、7月12日に開催いたしました理事会においてお諮りし、ご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

お手元に総会議案、総会附議事項概要説明資料及び各会計別予算一覧並びに財務諸表をお配りしております。

本日の総会は、A3判の概要説明資料によりご協議いただくという方法で議事を進めさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

5 議事録署名者指名

○隈元議長 次に、本日の議事録署名者を当席からご指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○限元議長 ご異議がないようですので、大崎町の東町長様、南大隅町の森田町長様、お二人をご指名申し上げます。よろしく願いいたします。

6 議 事

報告事項

- △報告第6号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- △報告第7号 手数料規程の一部改正について
- △報告第8号 平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）について
- △報告第9号 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）について
- △報告第10号 弾力条項（診療報酬審査支払特別会計）の適用について
- △報告第11号 弾力条項（後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について
- △報告第12号 弾力条項（第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について
- △報告第13号 弾力条項（介護保険事業関係業務特別会計）の適用について
- △報告第14号 弾力条項（障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について
- △報告第15号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- △報告第16号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- △報告第17号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

○限元議長 それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第6号から第17号までは、専決処分された規約等の改正や弾力条項が適用された予算補正等がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、報告第6号鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正についてから、報告第17号令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）についてを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○坪内審査管理課長 審査管理課長の坪内でございます。よろしく申し上げます。

A3判の総会附議事項概要説明資料をご用意ください。

1ページをお開きください。

報告第6号は、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について、2ページの報告第7号は、手数料規程の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

内容でございますが、風しんの追加的対策に対応するため、報告第6号は、抗体検査等費用に関する支払勘定の弾力条項の適用を、報告第7号は、風しん対策事務手数料を定めたもので、平成31年4月1日から適用したものでございます。

○増崎介護保険課長 介護保険課長の増崎でございます。よろしくお願いたします。

3ページをお開きください。

報告第8号は、平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）についてでございます。

主旨でございますが、専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、住所地特例対象者に対する総合事業における介護予防ケアマネジメント費の財政調整の結果、予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

予算補正額は、歳入歳出ともに52万9,000円でございます。

歳入で市町村から受け入れ、歳出で施設所在の市町村へ支払うものでございます。

○坪内審査管理課長 続きまして、報告第9号は、平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）についてでございます。

主旨でございますが、専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、レセプト電算処理システム推進事業に関する国庫補助金の交付金

が決定されたことに伴い、所要の補正をさせていただいたものでございます。

予算補正額は、歳入歳出ともに153万4,000円でございます。

主な事項の歳入で国から受け入れ、歳出で国保中央会へ支払うものでございます。

○銚立総務課長兼会計課長 総務課長兼会計課長の銚立でございます。よろしくお願いいたします。

4ページをお開きください。

報告第10号から報告第14号は、弾力条項の適用についてでございます。

主旨でございますが、平成30年度のお示しの各会計の支払勘定において弾力条項を適用し、専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、お示しの各支払勘定において、医療費等の増加により保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたので、所要の補正をさせていただいたものでございます。

報告第10号は、国民健康保険診療報酬支払勘定で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに62億8,515万8,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者から受け入れ、歳出でそれぞれ同額を医療機関等へ支払うため補正させていただいたものでございます。

5ページをお開きください。

報告第11号は、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに8,141万5,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で公費実施主体から受け入れ、歳出で同額を医療機関等へ支払うものでございます。

6ページをお開きください。

報告第12号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに5,228万8,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で損害保険会社等から賠償金として受け入れ、歳出で同額を後期高齢者医療広域連合に支払うものでございます。

7ページをお開きください。

報告第13号は、介護給付費等支払勘定で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに13億7,986万4,000円、公費負担医療に関する報酬等支払勘定の予算補正額は、歳入歳出ともに3,233万1,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者及び公費実施主体から受け入れ、歳出で同額を請求事業者へ支出するものでございます。

8 ページをお開きください。

報告第14号は、障害介護給付費支払勘定で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに1億7,782万8,000円で、障害児給付費支払勘定の予算補正額は、歳入歳出ともに10億1,447万9,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で市町村から受け入れ、歳出で同額を指定事業者へ支出するものでございます。

○坪内審査管理課長 9 ページをお開きください。

報告第15号は、令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について、報告第16号は、令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、両会計とも専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、柔道整復師施術療養費審査委員会委員の謝金について、報酬で予算化していたものを報償費で支出することから、所要の補正をしたものでございます。

柔整審査委員会においては協会けんぽと合同で実施しておりますが、事務局が協会けんぽであり、審査委員会の規程等は協会けんぽが定めており、本会の手数料規程にうたっていないために報酬で支払うことは適切でないということから、報償費に変更したものでございます。

予算補正額は、両会計とも歳入歳出ともに0円でございます。

主な事項の歳出で、両会計とも審査委員会費の1節報酬から8節報償費へ補正して支払うものでございます。

10 ページをお開きください。

報告第17号は、令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）についてでございます。

主旨でございますが、専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、平成31年4月から風しんに関する追加的対策が実施されることにより、所要の補正をしたものでございます。

予算補正額は、業務勘定が歳入歳出ともに1,549万9,000円、抗体検査等費用

に関する支払勘定が歳入歳出ともに2億6,017万円でございます。

主な事項の歳入で1款手数料を市町村から受け入れ、2款国庫支出金は風しん対策に係るシステム改修の初期費用として国から受け入れるものでございます。

歳出で1款総務費は風しん対策に係る人件費並びに諸経費等を補正し、残額を予備費で調整させていただいたものでございます。

11ページをお開きください。

風しんの追加的対策に対応するため新設した抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。

主な事項の歳入で抗体検査等費用を市町村から受け入れ、歳出で検診機関へ同額を支払うものでございます。

以上でございます。

○限元議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○限元議長 ないようでございますので、報告第6号から報告第17号までは、いずれも報告どおり承認することとしてよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○限元議長 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第19号 手数料規程の一部改正について

○限元議長 次は、議決事項でございます。

議案第19号手数料規程の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○増崎介護保険課長 12ページをお開きください。

議案第19号は、手数料規程の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、障害者総合支援法等の改正により、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者が拡大されたことに伴い、支給額の計算処理等を市町村事務共同電算処理として実施する等のため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2条第1項に第23号として障害者総合支援市町村事務共同電算処理手数料を加え、第3条第1項及び第2項をアンダーラインのとおりに改め、第4項を削り、別表第7を加えるものでございます。

附則、この規程は、令和元年8月1日から施行し、令和元年8月の審査から適用するものでございます。

以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質疑がないようですので、本件は、原案どおり決定することとしてよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、議案第19号は、原案どおり決定することといたします。

△議案第20号 平成30年度事業報告の認定について

△議案第21号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について

△議案第22号 平成30年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第23号 平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第24号 平成30年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第25号 平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第26号 平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第27号 平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

○隈元議長 次は、平成30年度決算関係です。

議案第20号から議案第27号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、議案第20号平成30年度事業報告の認定についてから、議案第27号平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

13ページをお開きください。

議案第20号は、平成30年度事業報告の認定についてでございます。

内容につきましては、恐縮でございますが、A4サイズ横の総会議案でご説明申し上げたいと存じます。

総会議案の107ページをお開きください。

ポイントを絞りましてご報告申し上げたいと存じます。

まず、総括といたしまして、平成30年度は、保険者の共同体としての責務を果たすため、基幹業務であります審査支払業務はもとより保険者努力支援制度に基づく保険者支援に取り組み、事業計画に基づきまして事業を実施したところでございます。

まず、審査支払関係でございます。

①国保中央会と全国の国保連合会が平成29年10月に公表した「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、国保における審査基準の統一化を推進するため、審査委員会との連携を強化しながら取り組んでまいりました。各国保連合会における審査委員会の取り決め事項は、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等の協議を踏まえまして、全ての国保連合会の8割以上が採用している項目を全国保連合会共通の審査基準とすることとしたところでございます。

③新規事業でございますが、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費につきましては、県内全ての保険者等が受領委任方式を採用していたことから、委託の同意を得まして、点検及び請求・支払いを全ての保険者から受託し、保険者事務の軽減を図ったところでございます。

108ページをお開きください。

次に、保険者支援の関係でございます。

①医療費適正化対策支援事業として国保データベースシステム及び新医療費分析システムを活用し、データヘルス計画が策定・実施できるよう9カ所でブロック別説明会を開催いたしました。また、17の保険者を訪問し、医療・健診データをもとに生活習慣病の課題を分析の上、予防対策を保険者と検討し、データヘルス計画の策定や実施・評価を行うための情報提供及び支援を行いました。さらに、保険者が作成したデータヘルス計画に基づき実施した事業につきまして、本会に設置しました、保健所長さん、鹿児島大学の糖尿病・内分泌内科がご専門の医師、県の技術補佐で構成される「保健事業支援・評価委員会」で指導・助言を行っていただいたところでございます。

⑦保険税収納率向上事業においては、保険者の徴収業務を通じての意識改革を目的とし、まして、搜索から動産の差し押さえ、インターネット公売などに関する研修会を実施いたしました。また、保険者に収納率向上アドバイザーを派遣し、収納に関する指導・助言等を行いながら保険者の収納率向上を支援し、その結果につきましては、支援内容が波及するよう研修会で報告を行ったところでございます。

⑧の2行目でございますが、広報番組におきましては、平成30年度からの国保制度改正内容や保険者努力支援制度の評価指標に基づいた保健事業の取り組み、ジェネリック医薬品の利用促進、医師などによる生活習慣病の現状や予防法などの情報を放映いたしました。機関誌「国保かごしま」におきましては、市町村長に取材をし、市町村の保健事業の取り組みやご自身の健康法などを記事として、また、医師による糖尿病の専門的な最新情報や発症・重症化予防についての解説を掲載いたしました。

⑨第三者行為求償事務につきましては、保険者事務の支援に努め、特に求償案件の少ない介護保険の交通事故等の掘り起こしを行ったところでございます。一番下の行でございますが、さらに、損害保険会社へ訪問し、未収納案件の状況確認を行い、支払い催促を実施したところでございます。

次に、110ページをお開きください。

その他の事業としまして、①保険者協議会の事務局として、協会けんぽや共済組合、健康保険組合など各医療保険者間の連携・情報共有に努め、特定健診、特定保健指導推進研修及びスキルアップ研修会を開催いたしました。

次の111ページ以降につきましては、これまでご説明申し上げた事業を含めた実施事業を掲載してございます。

1の会務の運営の(2)個人情報保護・情報セキュリティ対策の推進といたしまして、

I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の（維持）審査を受けまして、認証登録について継続とされたところでございます。

次に、112ページをお開きください。

（4）大規模災害時に本会業務が継続して遂行できるよう業務継続計画（BCP）を策定いたしました。

2の一般事業につきましては、恐縮ですが113ページをごらんいただきまして、（2）の育成指導に関する事項において、次のページまで、保険者事務の円滑な運営に寄与するため各種研修会を実施してまいりました。

114ページをお開きいただきまして、特にエの2つ目の丸でございますが、国保トップセミナーにおきましては、国保の制度改正や制度をめぐる諸情勢について、厚生労働省、国保中央会にご講演いただいたところでございます。

116ページをお開きください。

（5）事業振興に関する事項につきましては、医療保険制度等に係る財政安定を図るために、関係団体と連携を図り、保険者とともに公費3,400億円の継続投入など、東京都におきまして国などへ要請活動を行いました。

また、2つ目の丸、国保連合会の法人税を非課税扱いとする税制改正の要請も行いましたが、結果としまして、要望の実現に必要となる関係通知の改正となり、今年度から実施されることとなりました。

次に、127ページをお開きください。

4、介護保険事業につきましては、介護給付費等及び総合事業費の適正な審査支払業務、苦情処理業務の的確な対応に努めてまいりました。また、保険者事務の軽減や介護給付費の適正化を図るための事業を実施してまいりました。

次に、154ページをお開きください。

8、その他事業としまして、（1）国保診療施設への支援では、国保保険者が運営する診療施設の協議会事務局として、国保地域医療学会や事務長、看護師長等の各種研修会の開催、各施設の医師や看護師等の募集を行ったところでございます。

最後に、157ページをお開きください。

10、予算の適正な編成及び執行につきましては、予算編成に当たっては、実績をもとに事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直し、手数料等の精査を行い反映させたところでございます。

また、平成30年10月から国保中央会と全国の国保連合会においてテレビ会議システムを導入したことにより、各種システム説明会等に係る旅費の節減に努めてまいりました。

以上が平成30年度事業報告でございます。

○鉾立総務課長兼会計課長 A3判の総会附議事項概要説明資料にお戻りいただきまして、17ページをお開きください。

議案第21号は、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の決算認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額3億1,516万8,755円、支出済額2億8,633万1,158円、歳入歳出差引残額2,883万7,597円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、負担金及び国庫補助金等を収入といたしまして、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業、研修会等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案の161ページから181ページに掲載してございます。

○坪内審査管理課長 18ページをお開きください。

議案第22号は、平成30年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額10億5,000万9,488円、支出済額9億9,949万2,506円、歳入歳出差引残額5,051万6,982円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、審査支払手数料及び国庫補助金等を収入といたしまして、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案の183ページから207ページに掲載してございます。

19ページをお開きください。

議案第23号は、平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額6億7,561万8,458円、支出済額6億5,30

4万6,705円、歳入歳出差引残額2,257万1,753円につきましては、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、後期高齢者医療審査支払手数料及び国庫補助金等を収入といたしまして、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案233ページから252ページに掲載してございます。

○大村保険者支援課長 保険者支援課長の御大村でございます。よろしくお願いいたします。

20ページをお開きください。

議案第24号は、平成30年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額5億9,276万3,152円、支出済額5億9,276万3,152円、歳入歳出差引残額0円でございます。

この会計は、交通事故等に係る損害賠償金の受け払いを行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案の267ページから273ページに掲載してございます。

21ページをお開きください。

議案第25号は、平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額7,136万6,058円、支出済額5,740万5,054円、歳入歳出差引残額1,396万1,004円につきましては、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、特定健康診査・特定保健指導等費用手数料等を収入としまして、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案の275ページから285ページに掲載してございます。

○増崎介護保険課長 22ページをお開きください。

議案第26号は、平成30年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額3億3,866万7,603円、支出済額2億8,181万1,747円、歳入歳出差引残額5,685万5,856円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、介護給付費審査支払手数料及び国庫補助金等を収入として、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案295ページから313ページに掲載してございます。

23ページをお開きください。

議案第27号は、平成30年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額8,466万8,841円、支出済額6,851万247円、歳入歳出差引残額1,615万8,594円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

この会計は、障害介護給付費審査支払手数料、電子証明書発行手数料等を収入とし、障害介護給付費等の審査支払業務等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、総会議案329ページから340ページに掲載してございます。

○鉾立総務課長兼会計課長 24ページの議案第22号（再掲）から、29ページの議案第27号（再掲）までは、平成30年度各支払勘定の歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、各支払勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、診療報酬等を市町村等から受け入れ、同額を医療機関等へ支払う会計でございますので、内容説明等につきましては省略させていただきます。

詳細につきましては、総会議案の各支払勘定にお示ししてございます。

続きまして、財産目録でございます。

恐縮でございますが、A4判の総会議案で説明させていただきます。

総会議案の353ページをお開きください。

財産目録、平成30年度決算で平成31年3月31日現在におけるものでございます。

1、現金の部は0円でございます。

2、預金の部は、普通預金が総額で3億389万9,383円でございます。内訳としまして、アの一般会計から、キの障害者総合支援法関係業務等特別会計があり、金額はお示しのとおりでございます。

3、債券の部は0円で、4、積立金の部は、総額で14億87万2,498円でございます。普通預金と定期預金があり、内訳は、一般会計積立資産から障害者総合支援法減価償却引当資産まで、表にお示しのとおりでございます。総額で合計17億477万1,881円でございます。

平成30年度決算関係の説明は、以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございます。

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

○西 指宿市健康福祉部長（豊留監事代理） 皆様、お疲れさまです。

指宿市健康福祉部長の西でございます。本来ならば、監事であります豊留市長が監査報告を行うべきところでございますが、急な公務のため本日欠席となりましたので、先日行われました監査の結果につきまして、私が監査報告書の代読をさせていただきます。

総会議案の355ページをごらんください。

監査報告です。

結果報告書が次の357ページでございます。ごらんください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和元年7月5日事務局において、平成30年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。

その際、監査法人による監査報告も受けた。

その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和元年6月25日に事務局において行っている。

1、平成30年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していると認めた。

2、預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、何れも的確に処理され、良好に管理

されていることを認めた。

以上で、監査報告を終わります。

○隈元議長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何かご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ありがとうございます。

ご質疑がないようですので、議案第20号から議案第27号までは、いずれも原案どおり決定することよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、いずれも原案どおり決定することといたします。

監事の豊留市長様、部長さん、どうもありがとうございました。

△議案第28号 財産の処分（令和元年度）について

○隈元議長 次に、議案第28号財産の処分（令和元年度）についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○鉾立総務課長兼会計課長 A3判の総会附議事項概要説明資料にお戻りいただきまして、30ページをお開きください。

議案第28号は、財産の処分（令和元年度）についてでございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表中の積立金の種類、一般会計積立資産、処分額4万4,000円は、運用利息分を取り崩すもので、次の国民健康保険財政調整基金積立資産、処分額2,000万2,000円は、30年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すもので、次の後期高齢者医療財政調整基金積立資産、処分額3,000円は、運用利息分を取り崩すものでございます。

以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質疑がないようでございますので、本件は、原案どおり決定することよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、議案第28号は、原案どおり決定することといたします。

△議案第29号 令和元年度一般会計歳入歳出予算補正について

△議案第30号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△議案第31号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第32号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第33号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第34号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

○隈元議長 次は、令和元年度予算補正関係です。

議案第29号から議案第34号まで一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、議案第29号令和元年度一般会計歳入歳出予算補正についてから、議案第34号令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてまでの6件を一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○鉦立総務課長兼会計課長 議案第29号は、令和元年度一般会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、本会の事業運営の充実を図るため総務課の人員配置を見直したこと及び、診療報酬譲受債権請求事件の裁判が終了したため顧問弁護士に費用の支払いをすること等から所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに891万8,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

4款財産収入では運用利息を金融機関から受け入れるもので、5款繰入金は一般会計積立資産から運用利息分を取り崩し受け入れるもの、6款繰越金は繰り越しが確定したことから受け入れるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費の1節報酬、2節給料、3節職員手当は、嘱託職員1人と職員1人の当初予算不足分を補正するもので、13節委託料では、診療報酬譲受債権において平成27年に提訴された案件が勝訴し終了したことから、弁護士費用に充てるため補正させていただくものでございます。

4款積立金では資産管理運用規程に基づきそれぞれ積み立てるもので、6款諸支出金は、30年度の国庫補助の実績に伴う超過分を国へ返還するものでございます。

○坪内審査管理課長 31ページをお開きください。

議案第30号は、令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）についてでございます。

主旨でございますが、平成30年度決算において剰余が生じたため、令和元年度において保険者から徴収する手数料の額から控除し返還すること及び平成30年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金において交付額が実績額を超過したことから、残余额を国庫へ返還する等、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、業務勘定が歳入歳出ともに2,726万6,000円、国民健康保険診療報酬支払勘定が歳入歳出ともに1億1,499万7,000円でございます。

主な事項の歳入で、1款手数料は平成30年度の剰余金を保険者へ返還するため減額補正するもので、5款財産収入は積立金の利息を、6款繰入金は取り崩した積立金を、7款繰越金は確定した繰越金を受け入れるものでございます。

歳出で、1款総務費は審査事務の強化を図ることから嘱託職員の経費に充てるため、6款1項積立金、1目財政調整基金積立資産は積立資産の利息を積み立てるため、2目減価償却引当資産は資産管理運用規程に基づき積み立てるため、4目ICT積立資産は新たな積立資産が示されたことから科目新設するためそれぞれ補正させていただくものでござい

ます。

下段の表をごらんください。

支払勘定でございます。

主な事項の歳入で、5款繰越金は平成30年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の残余额を令和元年度に国庫へ返還するため繰越金で受け入れ、歳出で諸支出金を科目新設し、同額を返還するものでございます。

32ページをお開きください。

議案第31号は、令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(2回)についてでございます。

主旨でございますが、平成30年度決算において剰余が生じたため、令和元年度において後期高齢者医療広域連合から徴収する手数料の額から控除し返還する等、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに418万6,000円でございます。

主な事項の歳入で、1款手数料は平成30年度の剰余金を後期高齢者医療広域連合へ返還するため減額補正するもので、5款繰入金は積立資産の取り崩した利息を、6款繰越金は確定した繰越金を受け入れるものでございます。

歳出で、1款総務費は審査事務の強化を図ることから嘱託職員の経費に対し委託料の機器更改導入経費の不用額などを充てるため、4款1項積立金、財政調整基金積立資産は積立金の利息を積み立てるため、4目ICT積立資産は新たな積立資産が示されたことから科目新設するため、6款負担金はレセプト電算処理システム推進事業に関する費用を国保中央会へ支払うため、それぞれ補正させていただくものでございます。

○大村保険者支援課長 33ページをお開きください。

議案第32号は、令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、平成30年度決算において剰余が生じたため、令和元年度において保険者から徴収する手数料の額から控除し返還すること及び新たな積立資産が示されたこと等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出とも911万8,000円でございます。

主な事項の歳入の1款手数料は剰余金を保険者へ返還するため、6款繰越金は繰越額が

確定したため補正させていただくものでございます。

歳出の2款積立金は新たな積立資産が示されたことから科目を新設し積み立てさせていただき、4款負担金は特定健診受診件数の増加が見込まれることから特定健診等データ管理システムに係る負担金を、6款諸支出金は平成30年度の国庫補助金超過分を国へ返還するため補正させていただくものでございます。

○増崎介護保険課長 34ページをお開きください。

議案第33号は、令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、議案第32号と同様でございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに4,544万9,000円でございます。

主な事項の歳入の1款手数料は剰余金を保険者へ返還するため、7款介護予防ケアマネジメント負担金は住所地特例対象者に対する総合事業における介護予防ケアマネジメントについて30年度実績から増額が見込まれるため、10款繰越金は繰り越しが確定したため補正させていただくものでございます。

歳出の6款介護予防ケアマネジメント負担金支出金は、歳入の同受入金に対応するもので施設所在市町村へ支払うため、7款積立金の1目と2目は資産管理運用規程に基づき積み立てるため、4目は新たな積立資産が示されたことから科目新設し積み立てるため補正させていただくものでございます。

35ページをお開きください。

議案第34号は、令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、議案第32号と同様でございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに1,229万8,000円でございます。

主な事項の1款手数料、8款繰越金、歳出の4款積立金は、議案第33号と同様でございます。

○鉾立総務課長兼会計課長 ここまで、各会計手数料の返還に関する予算補正について説明してまいりましたが、30年度剰余金返還について、1枚紙の別添資料A3判横の資料1をごらんください。

本会は、税務上の収益事業として法人税の課税機関でございます。

毎年、税務署への実費弁償方式判定の収支計算で黒字になった場合に、翌年度にその剰余金を返還することで非課税扱いとなるものでございます。

30年度は実費弁償判定で黒字となったことから、その剰余分を返還するものでございます。

収益事業に係る実費弁償方式の剰余とは、実費弁償方式判定のための収入支出の明細書の調整後当期収支差額のことで、複式簿記により計上されるものです。単式での歳入歳出決算書における歳入と歳出の差額である繰越金とは一致いたしません。

そこで、法人税を非課税扱いとするため、黒字となった5会計で実費弁償判定による剰余金を令和元年度の手数料で相殺し、返還させていただきます。

保険者ごとの返還額は資料1の保険者別一覧にお示しのとおりでございます。

30年度の手数料件数の割合で案分し、算出させていただいております。

手数料からの控除につきましては8月請求分から6カ月間で行う予定で、総会終了後、公文を送付させていただきます。

また、実費弁償による事務処理については、法人税基本通達に基づきあらかじめ一定の期間、おおむね5年間の期間に限って所轄税務署長の確認を受けることとなっております。本日可決いただきましたら、令和元年度補正予算書を添えて、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間に係る実費弁償方式の確認申請を行うこととしております。

続きまして、別冊の資料、平成30年度財務諸表でございます。

これまで各会計において、決算及び予算補正について単式簿記での説明をさせていただきました。財務諸表につきましては、厚生労働省通知に基づき作成し、お配りしております。貸借対照表と正味財産増減計算書の総括表では科目の補足資料を、収支計算書では簡略版を添付しておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○隈元議長 ご質問がないようですので、議案第29号から議案第34号までは、いずれも原案どおり決定することとしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○隈元議長 ご異議がないようですので、いずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第35号 役員の改選について

○隈元議長 次に、議案第35号役員の改選についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○鉾立総務課長兼会計課長 A4判の総会議案で説明させていただきます。

総会議案の401ページをお開きください。

議案第35号は、役員の改選についてでございます。

理事及び監事を改選しようとするものでございます。

理事の定数は12人で、任期は、令和元年第2回通常総会終結のときから令和3年第2回通常総会終結のときまででございます。

理事の選任につきましては、市長会から5人、町村会から5人、国保組合からお一人の計11人の推薦をいただき、会員外からのお一人を加えまして、ここにお示しの12人の方々を理事として提案するものでございます。

次に、監事でございます。

定数はお二人で、任期は理事と同様でございます。

監事の選任につきましては、ここにお示しのお二人を提案するものでございます。

402ページには、参考としまして現役員と新役員を掲載しております。

以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質疑がないようですので、本件は、原案どおり決定することとよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、議案第35号は、原案どおり決定することといたします。

そのほかに皆様方のほうから何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 それでは、以上をもちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いた

しました。

ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

○南 総務課長補佐 隈元理事長、ありがとうございました。

7 閉 会

○南 総務課長補佐 それでは、閉会に当たりまして、本会の久木田常務理事があいさつを申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 本日、提案をいたしました議案等につきまして、それぞれ承認・可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

令和元年度も4カ月を過ぎました。参議院議員選挙も終わりました、10月には消費税の引き上げが行われることとなっております。今後の社会保障制度につきまして具体的な議論が進められることになるものと考えているところです。

連合会としましては、基幹業務であります審査支払業務について、国保審査業務充実・高度化基本計画に基づきまして、国等の動向にも対応しながら、さらにコンピューターチェック等の有効な活用等を推進し、効率的な審査に努めてまいります。

また、今後、データヘルスを中心とした保健事業の取り組みが重要な課題となっておりますので、KDBデータ活用など保健事業の推進により一層取り組んでいかななくてはならないものと考えておるところでございます。

本会としましては、最新の情報の収集に努めるとともに、これまで以上に県や市町村等、関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の保険者の皆様方の負託に応えるべく役職員一体となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご支援、ご協力をよろしくよろしくお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方の今後ますますのご健勝とご活躍を心から祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

本日は、長時間にわたりましてまことにありがとうございました。

○南 総務課長補佐 以上をもちまして、令和元年第2回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時48分閉会

令和元年（平成31年）第2回 通常総会

	氏名	出席		備考 (代理出席 予定者)		氏名	出席		備考 (代理出席 予定者)
		本人	代理				本人	代理	
鹿児島市	森 博 幸		○	国民健康保険課主幹 吉留 伸一	南種子町	小園 裕 康			
鹿屋市	中 西 茂		○	課長 竹之内 里香	三島村	大 山 辰 夫	○		
枕崎市	前田 祝成		○	副市長 小泉 智資	十島村	肥後 正 司			
阿久根市	西平 良将	○			大和村	伊集院 幼			
奄美市	朝 山 毅				宇検村	元 山 公 知			
出水市	椎木 伸一		○	市民生活課 溝口 雄二	瀬戸内町	鎌田 愛 人			
伊佐市	隈 元 新	○			龍郷町	竹田 泰典			
指宿市	豊留 悦男		○	保健福祉部長 西 部長	喜界町	川島 健勇		○	保健福祉課長 吉行 進
西之表市	八板 俊輔		○	副市長 中野 哲男	徳之島町	高岡 秀規			
垂水市	尾脇 雅弥		○	市民課長 鹿屋 勉	天城町	森田 弘光			
薩摩川内市	岩切 秀雄		○	保険年金課長 山元 茂	伊仙町	大久保 明			
日置市	宮路 高光		○	健康保険課長 倉 浩二	和泊町	伊地知 実利			
曾於市	五位塚 剛		○	副市長 大休寺 拓夫	知名町	今井 力夫			
いちき串木野市	田畑 誠一	○			与論町	山 元 宗			
南さつま市	本坊 輝雄	○			さつま町	日高 政勝	○		
霧島市	中重 真一		○	保険年金課長 末原 トシ子	湧水町	池上 滝一		○	健康増進課長 中山 義幸
志布志市	下平 晴行				錦江町	木場 一昭			
南九州市	塗木 弘幸		○	健康増進課長 有水 志郎	南大隅町	森田 俊彦	○		
始良市	湯元 敏浩		○	保険年金課長 濱田 耕一	肝付町	永野 和行		○	健康増進課長 松原 友之理
長島町	川添 健	○			屋久島町	荒木 耕治			
大崎町	東 靖 弘	○			医師国保 組	池田 琢哉			
東串良町	宮原 順				歯科医師 国保組	伊地知 博史			
中種子町	田淵川 寿広				鹿児島県	三反園 訓		○	くらし保健福祉部国民 健康保険課長 井上 毅
小計		6	13		小計		3	4	
					合計		9名	17名	